

## 入札説明書

東北地方環境事務所の令和元年度みちのく潮風トレイル標識設置等工事(久慈市～山田町)に係る一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和2年1月31日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 東北地方環境事務所 総務課長 馬場 清

3. 工事概要

- (1) 工事名 令和元年度みちのく潮風トレイル標識設置等工事(久慈市～山田町)
- (2) 工事場所 岩手県久慈市～山田町
- (3) 工事内容 久慈市～山田町間のみちのく潮風トレイルの標識設置等工事
- (4) 工期 契約締結日から令和2年6月30日まで
- (5) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式によることができる。  
入札金額は、工事に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 本工事は入札時に工事費内訳書を提出しなければならない。
- (7) 本工事は低入札価格調査制度の調査対象工事である。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 環境省における平成31・32年度及び令和元年・2年度における一般競争参加資格者で自然環境共生工事のBまたはC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、当局が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成16年度以降に完成・引き渡し完了した、次の工事を元請けとして(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)施工した実績を有すること。  
・歩道、木道、園地、野営場、小規模付帯施設(休憩舎、展望台等)の整備工事、植生復元施設、動物繁殖施設、景観維持工事のいずれかの工事、又は、複数の工事を一つとした工事の施工実績があること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
  - ① 1級または2級土木施工管理技士(2級にあっては「土木」の資格を有する者)あるいは1級または2級造園施工管理技士のいずれかの資格を有する者。
  - ② 平成16年度以降に(4)に掲げる工事の経験を有するものであること。
- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方環境事務所から工事請負契約等に係る指名停止等措置要領(平成13年1月6日環境会第9号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得第4条第2項の規定に抵触するものではないことに留

意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ)親会社と子会社の関係にある場合

(ロ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、環境省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 設計業務等の受託者等

(1) 4. (7)の「3. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

(株)環研

(2) 4. (7)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6. 担当部局

宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 (仙台第2合同庁舎6階)

環境省 東北地方環境事務所 総務課

TEL:022-722-2870 FAX:022-722-2872

7. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げる場所に従い、申請書、資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び技術資料を提出することができる。この場合において、4. (1)及び(3)から(9)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に従い4. (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に従い4. (2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間： 令和2年1月31日(金) から令和2年2月10日(月)

10時00分～17時00分(土曜、日曜及び祝日を除く)

② 提出場所： 5. に同じ。

③ 提出方法： 申請書及び資料の提出は、電子調達システムまたは提出場所への持参もしくは郵送(書留郵便に限る。)することにより行うものとする。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 技術資料は、次に従い作成すること。

なお、①の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の工事の経験については、平成16年度以降に工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

① 施工実績

4. (4)に掲げる資格があることを判断できる工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する工

事の施工実績は1件でよい。

② 配置予定の技術者

4.(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載すること。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者（以下「技術者」という。）を変更（17.で後述）できるものとする。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和2年2月13日（木）までに通知する。

(5) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(6) その他

① 申請書及び技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして担当部局が承認した場合においてはこの限りではない。

⑤ 申請書、技術資料及び技術提案書に関する問い合わせ先

6.に同じ。

8. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求められることができる。

① 提出期限： 令和2年2月20日（木）15時00分

② 提出場所： 6.に同じ。

③ 提出方法： 書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和2年2月25日（火）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9. 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、電子調達システム又は書面（様式は自由）により提出すること。

① 受領期限： 令和2年2月18日（火）

② 提出場所： 6.に同じ。

③ 提出方法： 書面による場合は、郵送、電送又は持参すること。

(2) (1)の質問に対する回答書は、適宜質問者に電送するとともに次のとおり閲覧に供する。

① 期間： 令和2年2月20日（木）～令和2年2月25日（火）

② 場所： 6.に同じ。

10. 開札の日時及び場所等

開札は、令和2年2月26日（水）13時15分より東北地方環境事務所会議室にて行う。

11. 入札方法等

(1) 入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙による入札の参加を希望する場合には、

令和2年2月10日（月）までに様式4を提出することとする。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 落札者がいないときは、不落随契に移行する場合がある。

## 12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付。契約書案のとおり。

保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

ただし、予決令第86条第1項に定める調査（いわゆる「低入札価格調査」）の対象となった場合には、契約書案第4条第2項中「請負代金額10分の1以上」を「請負代金額10分の3以上」とし、第4条第4項、第46条第2項もこれに準じて割合を変更する。

## 13. 工事費内訳書の提出

- (1) 工事費内訳書は、参考数量内訳書に掲げる工事区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を少なくとも表示したものとする（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、紙による入札の場合には押印すること。）。ただし、種別及び細別については、当該工事における参考数量内訳書と同一でなくても良い。
- (2) 入札参加者は押印（電子調達システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならない。契約担当官又は支出負担行為担当官が提出された工事費内訳書について説明を求められることがある。また、工事費内訳書が、別表各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。  
また提出された工事内訳書は、必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

### 別表

1 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

#### 14. 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、契約担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (5) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者またはその代理人は、開札時刻には端末の前で待機するものとする。
- (6) 開札をした場合において、入札者又はその代理人のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度の入札を行う。なお、電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻をシステムに登録された電話番号に連絡するものとし、当該時刻までに再度の入札を行うものとする。

#### 15. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて4. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

#### 16. 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

また落札決定後に当該契約を辞退する場合は、指名停止の措置が講じられるので注意されたい。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

なお、調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次の1)～4)に掲げる額の合計に10分の110を乗じて得た額とする。ただし、その予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2、10分の7.5に満たない場合は10分の7.5とする。

- 1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- 2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- 3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- 4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

#### 17. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお 実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者（以下「技術者」という。）を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

- イ) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
  - ロ) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。
  - ハ) 工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。
- ニ) 上記ハ) において途中交代を認める際の現場対応。
- ・交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

- ・技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。
- ・工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。

#### 18. 調査基準価格を下回った場合の措置

(1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は入札を「保留」とし、契約の内容が履行されない恐れがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う本工事の工期延期は行わない。

#### (2) 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、(4. (5)) に定める要件と同一の要件(4. (5)) に掲げる工事経験を除く。)を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。

- ① 6.5点未満の工事成績評定を通知された企業
- ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

#### 19. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

#### 20. 支払条件 前払金：有 部分払：無

ただし、予決令第86条第1項に定める調査(いわゆる「低入札価格調査」)の対象となった場合には、契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第3項、第4項及び第5項もこれに準じて割合を変更する。

#### 21. 火災保険付保の要否 否

22. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 : 無

#### 23. 再苦情申立て

支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、8. (2)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面により、担当部局に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、競争契約等参加資格審査会が審議を行う。

- ① 受付期間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。  
(持参の場合は12時00分から13時00分を除く)
- ② 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先：5. に同じ

#### 24. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けた事により工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

## 25. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7.(1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

全省庁共通電子調達システムホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、前記5の場所に連絡すること。